



教小第531号
平成25年2月12日

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

体罰事故の根絶について (通知)

教職員の不祥事防止につきましては、日頃から格別の御指導をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、体罰防止に向けては、あらゆる機会を捉えて取り組んでまいりましたが、別添平成25年1月23日付け24文科初第1073号「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について(依頼)」を受け、この度、県立学校に対して、別添のとおり体罰事故の根絶について通知しました。

つきましては、各市町村教育委員会におかれましても、別添通知(写)を参考に、教職員に対し、体罰の禁止を改めて徹底されますよう御配慮をお願いします。

なお、体罰に関する実態把握につきましては、別途依頼いたします。

写

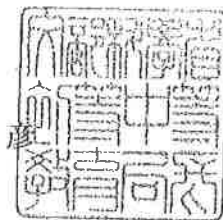
24文科初第1073号

平成25年1月23日

各都道府県教育委員会教育長
各政令指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学省初等中等教育局長

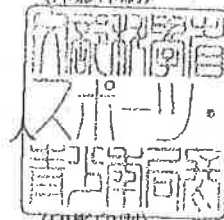
布村 幸彦



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長

久保 公



(印影印刷)

体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）

昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。

体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為です。平成19年2月5日初等中等教育局長通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（18文科第1019号）においても示しているとおおり、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはなりません。

また、教員等は部活動の指導に当たり、いわゆる勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持たなければなりません。

貴職におかれましても、この問題の重要性を改めて認識し、都道府県・指定都市

教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対し、体罰禁止の趣旨を周知徹底し、各学校の教員等の意識向上が図られるよう指導するとともに、体罰を行った教員等については厳正な対応をお願いします。

あわせて、教員等と児童生徒、保護者の信頼関係の構築に努めるとともに、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備するようお願いします。

また、体罰の実態について主体的に把握し、別紙のとおり文部科学省に対して報告していただきますようお願いします。

【担当】

(児童生徒の体罰に関する考え方について)
初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電 話 03 (5253) 4111 (内線 3208)

F A X 03 (6734) 3735

E-MAIL s-sidou@mext.go.jp

(教職員の服務について)

初等中等教育局初等中等教育企画課
教育公務員係

電 話 03 (5253) 4111 (内線4675)

F A X 03 (6734) 3731

E-MAIL syoto@mext.go.jp

(運動部活動について)

スポーツ・青少年局体育参事官付
事業係

電 話 03 (5253) 4111 (内線2649)

F A X 03 (6734) 3790

E-MAIL taiikuss@mext.go.jp



教 第 1 1 3 1 号
平成 2 5 年 2 月 8 日

各 立 学 校 長 様

埼 玉 県 教 育 委 員 会 教 育 長

体罰事故の根絶について（通知）

教職員の不祥事防止につきましては、日頃から、格別の御指導をいただいておりますが、報道によりますと、大阪市立高等学校において、運動部顧問から体罰を受けた生徒が自殺するという痛ましい事故が発生しました。

体罰事故をはじめとする教職員事故の防止につきましては、これまでもあらゆる機会を捉えて、繰り返し注意を喚起し、その徹底に努めてまいりました。本県におきましても、体罰によって懲戒処分等に至る事故が発生しており、たいへん憂慮すべき状況であります。体罰は児童生徒の人権を侵害する許されない行為であるとともに、県民の教育に対する信頼を大きく損なうものであります。

各学校におきましては、下記事項に留意の上、別添「体罰の根絶をめざして」を活用し、職員会議等あらゆる機会を通じて、指導、研修の機会を設け、今後、県民の信頼を裏切る事態を招くことのないよう、教職員に対し、体罰禁止を徹底されるよう御配意願います。

なお、体罰に関する実態調査につきましては、別途通知します。

記

- 1 不祥事を防止するためには、教職員一人一人の倫理意識の確立が不可欠である。管理職及び倫理確立委員は、改めて各学校において、倫理意識の確立に努めること。
- 2 体罰をはじめとする不祥事を未然に防ぐため、積極的に職場内にコミュニケーションの機会を設け、職員相互の理解と信頼を図り、体罰を容認することのない風通しの良い職場づくりに努めること。
- 3 児童生徒や保護者が体罰に係る相談をしやすい体制を整備するとともに、教育委員会等の相談窓口についても、児童生徒及び保護者に広報し、周知すること。

- 4 体罰もしくは体罰と思われる不適切な指導について、校内で相談や通報があった場合や教育局等から照会や情報提供があった場合は、当該教職員、児童生徒、保護者、関係教職員等に対する事実確認を早急に実施し、その結果を速やかに教育局に報告すること。
- 5 定期的に職員会議等の場を通じて、服務規律の確保及び不祥事防止の徹底を図ること。教職員への指導の徹底に当たっては、単に文書を回覧するのではなく、必ず、校長から教職員へ指示・伝達すること。